

## 【声明】国立大学法人評価委員会の総長解任に関する一方的評価の撤回を求める

国立大学法人評価委員会は2020（令和2）年12月23日、「令和元年度に係る業務の実績に関する評価結果 国立大学法人北海道大学」を出した。この中で、総長解任に関して以下のような記述がなされている。

「総長選考会議から文部科学大臣に対し、学長\*解任の申し出がなされ、申し出を受けて文部科学大臣による学長の解任が行われたことにより、結果として、長期にわたり学長が職務を遂行できないという事態となり、学長選考等に係るガバナンスや学長のマネジメントに対する不信を招くとともに、北海道大学の社会的信頼を著しく傷つけることとなった。このことは、総長選考会議による学長の業務執行状況の確認が適切に行われたことの表れではあるものの・・・」

\*法的には「学長」であるが、北海道大学規程では「総長」としている。

北海道大学教職員組合は、総長解任の申し出がなされた2019年7月以降、繰り返し解任の申し出について総長選考会議が構成員に説明するよう申し入れてきた。しかし、選考会議がそれに応えることは一切なく、総長解任について説明がなされたのは解任決定の翌日2020年7月1日になされた記者会見が唯一である。北大職組はこの会見後に大学に質問状を出したが、それに対する回答では、解任された総長が総長在任時の2018年12月に辞意を表明する文書を総長選考会議に提出し、選考会議議長が受け取ったにもかかわらず、大学側は「辞任する真摯な意思が正式かつ適式に表明されたとは判断しておりません」として、解任を前提に手続きを進めたことを認めている。そして、解任の申し出を受けた文部科学大臣が解任を決定するまでにほぼ1年の時間を要している。学長不在期間が長期に渡った責任は、解任を前提にした総長選考会議の判断に第一義的責任があることは明らかである。また、当時の事務局長の出向元でもある文部科学省の責任も大きいと言わざるを得ない。

解任された前総長は12月10日に「総長解任処分取消」を求めて北海道大学と文部科学省を被告とした裁判を起こしており、解任に至る経過については、今後の裁判で事実が明らかになっていくものと考えられる。このように事実が未だ十分に明らかになっていない状況で、国立大学法人評価委員会が総長解任を「総長選考会議による学長の業務執行状況の確認が適切に行われたことの表れ」と判断することは首肯しえない。学長不在期間が長期化したことは、総長選考会議が辞任を認めなかったことが大きな要因となっている可能性が高く、総長選考会議の業務自身も点検されなければならないのである。評価委員会がこのような事実を把握した上で「総長選考会議による業務執行状況の確認が適切」と判断しているのであれば、評価委員会が行なう評価自身の妥当性が大きく揺らぐものになりかねない。

北大職組は、今回の国立大学法人評価委員会による総長解任に関わる評価が一方的に過ぎるものと考え、この部分の撤回あるいは修正を求める。また、北海道大学は、評価委員会によるこのような評価に抗議するとともに、自ら総長解任に関する説明責任を十分果たすべきと考える。

2021年1月5日  
北海道大学教職員組合